

「2017年 LEC全日本社労士公開模試 第1回」から
第49回社労士試験【択一式】厚生年金保険法〔問5〕B肢の出題が**論点的中**しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU17701 p.35]

<第1回 択一式 厚生年金保険法 問2-C>

C 障害厚生年金の受給権者が、故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、その障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、実施機関の診査による障害厚生年金の額の改定を行わず、又はその者の障害の程度が現に該当する障害等級以下の障害等級に該当するものとして、当該改定を行うことができる。

(解答 ○ 法74条)

本試験出題はこうでした！

第49回 社労士試験 問題
【択一式】 厚生年金保険法 【問5-B】

B 実施機関は、障害厚生年金の受給権者が、故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、その障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、実施機関の診査による改定を行わず、又はその者の障害の程度が現に該当する障害等級以下の障害等級に該当するものとして、改定を行うことができる。

(解答 ○)

的中!